

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

○ 2. (2)を横線のとおり改める。

(2) 当該申出者が参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(1)の要件を踏まえ、具体的には、7. に規定する証券清算・決済機構および資金清算機関（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第6項に規定する資金清算機関をいう。以下同じ。）銀行協会（集中決済制度（その制度における参加者の他の参加者に対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。）の運営主体であって法人格を有する者に限る。）の中から承認する。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 2. (2)の要件については、7. に定める証券清算・決済機構または資金清算機関である申出者にあつては、5. (1)に準じて取扱う。ただし、法および国債振替決済制度の諸規則を遵守することが困難と認められる特段の事情がある申出者にあつては、この限りでない。

○ 別紙中、表を横線のとおり改める。

| 申出者                        |  | 基 準   |  |
|----------------------------|--|---|--|
|                            |  | 申出者が既に初回の決算を行っている場合   | 申出者が初回の決算を行っていない場合（申出者が新たに営業を開始しようとする場合を含む。）                               |
| 参加者または間接参加者となることを希望する旨申出た者 | 銀行（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 47 条に規定する外国銀行支店を除く。）、長期信用銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫および労働金庫連合会 | 略（不変）   |  |
|                            | ∫  |   |  |
|                            | 法第 2 条第 2 項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）   |   |  |
|                            | <u>金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関および資金決済に関する法律第 2 条第 6 項に規定する資金清算機関</u>   | 直前の決算期末（中間期末を含む。）における申出者の財産の状況に照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。 | 申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の財産の状況の見込みに照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。 |
| 略（不変）                      |  |   |  |

(注 1)～(注 6) 略（不変）